平成２５年（フ）第１１７号
広島市安佐北区あさひが丘３丁目18番13―10号
破産者　株式会社ビーコム
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５号
沖縄県石垣市字新川390番地６、商業登記簿上の本店所在地沖縄県石垣市字真栄里721番地１
破産者　有限会社大藤建設
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所石垣支部

平成２５年（フ）第３４２号
北海道上川郡東神楽町ひじり野南三条２丁目８番４号
破産者　有限会社総建ホーム
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６４９号
岐阜県羽島郡笠松町田代597番地の１　メゾンＧＯＴＯ502号室、開始決定時の住所岐阜県関市倉知4449番地２
破産者　タマダこと　玉田　昭二
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第９９号
岐阜県瑞穂市穂積1031番地１
破産者　田中　　治
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１７９号
岐阜県羽島市竹鼻町狐穴1265番地５
破産者　うな天こと　奥田　征夫
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２９１号
岐阜市笹土居町８番地
破産者　株式会社ＴＢ商事
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３４０号
岐阜市則武中４丁目２番12号　グリーンハイツ高橋101号室、開始決定時の住所岐阜市正木中３丁目６番27号キャッスルハイツ正木Ⅱ102号
破産者　中村　正惠
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３６号
三重県志摩市浜島町塩屋116番地
破産者　小堀　照男
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第５７１号
京都市伏見区竹田田中宮町11番地
破産者　山口紙業株式会社
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５７２号
京都市伏見区竹田田中宮町11番地
破産者　ワールド産商株式会社
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３９９号
奈良県桜井市大字芝272番地
破産者　株式会社桜井青果桜井地方卸売市場
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第６５号
高知市知寄町１丁目５番３号
破産者　有限会社現代観光
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１４６号
長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷1010番地１
破産者　橋本　昭次
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第３３１８号
大阪市浪速区恵美須東２―２―10　スカイコート恵美須511、住民票上の住所大阪府柏原市円明町18番52号
破産者　嶋田　浩章
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９２７号
大阪市西淀川区花川１丁目14番８号　浅野文化103号、開始決定時大阪市西淀川区花川２丁目19番19号
破産者　田路代喜子
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１９６号
大阪市東淀川区豊里７丁目19番４―506号
破産者　竹田　　晃
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８５４号
大阪府守口市西郷通４丁目14番６号
破産者　齋賀　浩子
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７０号
奈良県橿原市西池尻町500番地の１　アネックス安田101号、前住所奈良県橿原市川西町944番地の40
破産者　石本　康子
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１４号
沖縄県八重山郡竹富町字南風見508番地の90豊原第１団地Ｆ―２
破産者　大城　　徹
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所石垣支部